

自動車税種別割(軽自動車を除く)

県税

この税金は、自動車の所有に対し、課税されます。

1 納める方は

三重県内に主たる定置場のある自動車の所有者です。
ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは、買主を所有者とみなします。

2 納める額は

自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて、税率(年額)が定められています。主なものは、次のとおりです。

●乗用車

区 分	税率(年額)		
	自家用		営業用
	令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの	
総排気量 1.0 リットル以下	29,500 円	25,000 円	7,500 円
総排気量 1.0 リットル超 1.5 リットル以下	34,500 円	30,500 円	8,500 円
総排気量 1.5 リットル超 2.0 リットル以下	39,500 円	36,000 円	9,500 円
総排気量 2.0 リットル超 2.5 リットル以下	45,000 円	43,500 円	13,800 円
総排気量 2.5 リットル超 3.0 リットル以下	51,000 円	50,000 円	15,700 円
総排気量 3.0 リットル超 3.5 リットル以下	58,000 円	57,000 円	17,900 円
総排気量 3.5 リットル超 4.0 リットル以下	66,500 円	65,500 円	20,500 円
総排気量 4.0 リットル超 4.5 リットル以下	76,500 円	75,500 円	23,600 円
総排気量 4.5 リットル超 6.0 リットル以下	88,000 円	87,000 円	27,200 円
総排気量 6.0 リットル超	111,000 円	110,000 円	40,700 円
電気自動車	29,500 円	25,000 円	7,500 円

(注)ロータリーエンジン搭載車については、単室容積×ローター数×1.5で算出した数値を、上記の排気量とみなします。

●トラック(貨客兼用車を除く)

区 分	税率(年額)	
	自家用	営業用
最大積載量 1トン以下	8,000 円	6,500 円
最大積載量 1トン超 2トン以下	11,500 円	9,000 円
最大積載量 2トン超 3トン以下	16,000 円	12,000 円
最大積載量 3トン超 4トン以下	20,500 円	15,000 円
最大積載量 4トン超 5トン以下	25,500 円	18,500 円
最大積載量 5トン超 6トン以下	30,000 円	22,000 円
最大積載量 6トン超 7トン以下	35,000 円	25,500 円
最大積載量 7トン超 8トン以下	40,500 円	29,500 円
最大積載量 8トン超 9トン以下	46,800 円	34,200 円
最大積載量 9トン超 10トン以下	53,100 円	38,900 円

●貨客兼用車

区 分		税率(年額)	
最大積載量	総排気量等	自家用	営業用
1トン以下	1.0リットル以下	13,200円	10,200円
	1.0リットル超 1.5リットル以下	14,300円	11,200円
	1.5リットル超	16,000円	12,800円
	電気自動車	13,200円	10,200円
1トン超 2トン以下	1.0リットル以下	16,700円	12,700円
	1.0リットル超 1.5リットル以下	17,800円	13,700円
	1.5リットル超	19,500円	15,300円
	電気自動車	16,700円	12,700円

(注)貨客兼用車とは…トラックのうち、乗車定員が4人以上のもの

3 申告と納税は

毎年4月1日現在の所有者が、自動車税事務所から送付される納税通知書により、5月末日までに納めます。

自動車の購入、譲渡、廃車、登録事項の変更などを、運輸支局に登録したときに申告します。

なお、4月1日(賦課期日)後に自動車を新規登録したときは翌月から、抹消登録したときはその月まで、月割計算した額を納めます。

●自動車を売買したとき、自動車税種別割はどうなるの

自動車税種別割は、4月1日現在の所有者に課税されます。所有権の移転などがあると次のようになります。

①	新車を購入した場合 新規登録された月の翌月から当該年度末までの分を、月割で納めます。
②	自動車を抹消登録した場合 4月から抹消した月までの分を、月割で納めます。 すでに1年分納めている方には、超過分をお返しします。
③	県外のナンバーから三重県のナンバーへ変更した場合(転入) (※) 当該年度分は転入前の都道府県に1年分を納めます。 三重県へは翌年度から納めます。
④	三重県のナンバーから県外のナンバーへ変更した場合(転出) (※) 当該年度分は三重県に1年分を納めます。 転出先の都道府県へは翌年度から納めます。
⑤	三重県のナンバーのまま、所有者を変更した場合 4月1日現在の所有者が1年分を納めます。 新しい所有者の方は、翌年度からの課税になります。

(※)平成18年4月1日以降の県域を越える転出入については、その年度の末日に変更があったものとみなして、月割計算は行われません。(県外のナンバーに変わっても自動車税種別割の還付や新たな課税は行われません。)

●月割税額は

年税額×課税される月数÷12＝税額(100円未満切捨て)

●減 免

身体障害者手帳等を所持する方で、一定の要件に該当する場合、自動車税種別割が減免される制度があります。詳しくは33ページをご覧ください。

また、身体障がい者等の方の利用に供する自動車等で一定の要件に該当する場合についても、自動車税種別割が減免される制度があります。詳しくは自動車税事務所へお問い合わせください。

●自動車税種別割のグリーン化税制

自動車の排出ガスや燃費性能などで環境負荷の小さい自動車の税率は低くなり、新車新規登録（初度登録）から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率は高くなります。

◎自動車税種別割が安くなる場合（軽課）

◆適用年度

令和5年4月1日～令和8年3月31日に新車新規登録（初度登録）の場合の翌年度に限る。

〔例：令和6年4月1日～令和7年3月31日に登録の場合は令和7年度に限り軽課となり、令和8年度以降は通常の税率に戻ります。〕

◆適用対象

◇次のAに該当する場合は、通常の税額より概ね75%軽減されます。

A①電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車

②天然ガス自動車

平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準（※）NOx10%低減
（※車両総重量3.5t超12t以下の天然ガス自動車は平成22年排出ガス基準）

◇次のBに該当する営業用乗用車は、通常の税額より概ね75%軽減されます。

B①ガソリン及びLPG車

平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車
かつ、令和2年度燃費基準達成車かつ、令和12年度燃費基準90%達成車

②クリーンディーゼル車

平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合
かつ、令和2年度燃費基準達成車かつ、令和12年度燃費基準90%達成車

◇次のCに該当する営業用乗用車は、通常の税額より概ね50%軽減されます。

（令和5年4月1日～令和7年3月31日に新車新規登録（初度登録）したものが対象）

C①ガソリン及びLPG車

平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車
かつ、令和2年度燃費基準達成車かつ、令和12年度燃費基準70%達成車

②クリーンディーゼル車

平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合
かつ、令和2年度燃費基準達成車かつ、令和12年度燃費基準70%達成車

◎自動車税種別割が高くなる場合（重課）

※一般乗合用バス、被けん引車、ガソリンハイブリッド自動車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール自動車は除きます。

◇次の項目に該当する場合は、通常の税額より概ね 10%高くなります。

A. ディーゼル車

4月1日時点で新車新規登録（初度登録）から11年を経過しているバス・トラック
（令和7年4月1日時点では初度登録年月が平成26年3月以前のもの）

B. ガソリン及びLPG車

4月1日時点で新車新規登録（初度登録）から13年を経過しているバス・トラック
（令和7年4月1日時点では初度登録年月が平成24年3月以前のもの）

◇次の項目に該当する場合は、通常の税額より概ね 15%高くなります。

A. ディーゼル車

4月1日時点で新車新規登録（初度登録）から11年を経過している自動車（バス・トラックを除く）
（令和7年4月1日時点では初度登録年月が平成26年3月以前のもの）

B. ガソリン及びLPG車

4月1日時点で新車新規登録（初度登録）から13年を経過している自動車（バス・トラックを除く）
（令和7年4月1日時点では初度登録年月が平成24年3月以前のもの）

自動車税種別割のトラブルケース

●登録手続きを忘れずに！

自動車の増加に伴って、自動車税種別割をめぐるトラブルが多く発生しています。自動車が身近なものになってきたことから、簡単に譲ったり放置したりするケースが増え、それがトラブルの元になっています。自分があとで困らないために、譲るときや売買するときは、確実に登録手続きをしましょう。

ケース 1

自動車を譲ってくれた友人に自動車税種別割の納付通知書が届いた 手放した自動車の納税通知書が届いた

運輸支局で自動車の名義変更の手続きはしましたか？

自動車税種別割は、4月1日現在の登録された所有者に課税されますので、名義変更がされていなければ元の所有者に課税されます。

自動車の売買・譲渡などがあったときは、必ず運輸支局で移転登録（名義変更手続き）をしてください。

ケース 2

廃車にしたはずの自動車の納税通知書が届いた

運輸支局で自動車の抹消登録の手続きはしましたか？

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税されますので、自動車を廃車にしても抹消登録がされていなければ課税されます。

自動車が壊れて使用不能になり、廃車や解体をする場合などは、必ず運輸支局で抹消登録をしてください。

ケース 3

転居して住民票を移したのに、自動車税種別割の納税通知書が届かない

運輸支局で住所変更の手続きはしましたか？

住民登録を移しても、自動車の登録（車検証記載）の住所は変わりません。転居をした時に郵便局に届けを出せば1年間は転送されますが、それ以後は納税通知書が届かなくなります。

転居したときや結婚などで名字が変わった場合は、運輸支局で変更登録をしてください。

また、自動車税事務所へのご連絡もお願いします。

身体障がい者等の方の 自動車税（種別割・環境性能割）の減免

三重県では、身体障がい者等の方が所有し、かつ使用する自動車で、一定の要件に該当する身体障がい者等の方に対して、自動車税（種別割・環境性能割）を減免する制度を設けています。

- ①本人運転……………身体障がい者等の方本人が自動車を運転する場合
- ②家族運転……………身体障がい者等の方と生計を一にする方が、身体障がい者等の方のために自動車を運転する場合（生計を一にするとは…同居又は同一敷地内（道路や塀等で隔てられていない）で生活していること。）
- ③介護者運転……………ひとりで生活している身体障がい者等の方、又は身体障がい者等の方のみで構成されている世帯の身体障がい者等の方を常時介護する方が、身体障がい者等の方のために自動車を運転する場合

要件に該当する場合は、申請を行うことにより、身体障がい者等の方1人につき、1台（軽自動車含む）の自動車に限り減免できます。

この制度は、身体障がい者等の方が健常者と同様に社会生活を営むことができるよう税制上の配慮を加えようとするものです。

なお、令和3年度から家族運転の場合の使用目的の拡充および自動車の名義要件の一部見直しを行いました。

身体障がい者等の方とは

ここでいう身体障がい者等の方とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳（三重県発行のものに限る）、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で、自動車税（種別割・環境性能割）の減免を受けることができる障がいの等級に該当する方のことです。

なお、本人運転と家族運転・介護者運転では、対象となる等級が違いますので、ご注意ください。

身体障がい者等であれば誰でも減免を受けられますか

当該年度の自動車税種別割の減免を受けようとする場合に、減免対象となる身体障がい者等の方は、三重県内に居住し、前年度の3月31日までに、身体障害者手帳等を交付されている方の中で、35ページの表に記載の等級に該当する方です。

また、介護者運転における身体障がい者等の方のみで構成される世帯については、世帯を構成するすべての身体障がい者等の方の等級が、家族運転・介護者運転の等級に該当することが必要です。

どういう場合に使用する自動車が減免されますか

本人運転の場合は特に使用制限はありませんが、家族運転の場合は、身体障がい者等の方のためにもつばら使用することが必要であり、具体的には、身体障がい者等の方の通学、通院、通所、生業、その他社会参加活動^(※)のために、月4回以上6ヶ月以上にわたって継続的にその自動車を使用することが、この減免の要件となっています。

また、介護者運転の場合は、身体障がい者等の方のみで構成される世帯の身体障がい者等の方の通学、通院、通所もしくは生業のために、週3日以上、1年以上にわたって継続的にその自動車を使用することが要件となっています。

なお、調査等により、その自動車が身体障がい者等の方のために使用されていないことが判明した場合には、減免が取り消され、課税の対象となります。

※令和3年4月から、減免制度を拡充し、家族運転の場合の使用目的に「その他社会参加活動（身体障がい者等の方が社会生活を営むための全ての使用）」を追加しました。

「その他社会参加活動」とは、例えば、買い物、レジャー、ボランティア活動、図書館、塾・習い事、〇〇教室、各種行事への参加などをいい、障がい者の方を乗せて使用する場合が対象となります。ただし、不定期なものや短期的（6ヶ月未満）なものは、対象となりませんので、ご注意下さい。

自動車の車種に制限がありますか

本人運転の場合、原則として車種に制限はありませんが、家族運転・介護者運転については、乗用車、貨客兼用ライトバン（小型に限る）及び身体障がい者等の方用に改造した自動車に限りです。したがって、1・4ナンバーのトラックや2ナンバーのバス、8ナンバーのキャンピング車などは対象となりません。

また、軽自動車も減免対象となりますが、軽自動車税種別割については各市町により手続きが異なりますので各市町へ、軽自動車税環境性能割については自動車税事務所へお問い合わせください。

自動車の名義はどうしたらよいですか

当該年度の自動車税種別割の減免を受けようとする場合は、当該年度4月1日現在で車検証に記載される所有者、使用者とも身体障がい者等の方本人でなければなりません。このため、所有者、使用者の名義が身体障がい者等の方本人になっていない車の場合は3月31日までに名義変更をしていただく必要がありますのでご注意ください。(割賦販売の場合は、所有者が自動車販売業者等、使用者が身体障がい者等の方本人でも可)。

ただし、身体障がい者等の方が18歳未満の場合、又は療育手帳を交付されている方の場合は、手帳記載の保護者欄の名義でも構いません。また、住民票謄本等で確認した保護者に相当する方の名義でも構いません。

精神障害者保健福祉手帳を交付されている方の場合は、住民票謄本等で確認した生計を一にする同居の方の名義でも構いません。

なお、令和3年度より、身体障がい者等の方が18歳未満の時から保護者等の名義で減免を受けていた自動車で、18歳になった時以降に当該自動車の使用状況に変更がない場合は、保護者の名義のままでも減免を継続します。

減免申請の期限はいつですか

自動車税種別割の賦課期日(4月1日)までに所有している自動車について、その年度の減免申請をされる場合は、納期限(通常は5月31日)が申請期限です。また、自動車を新たに購入(新車・中古車を問いません。また、名義変更も含みます。)する場合は、運輸支局での登録をするまでに、減免申請の手続きをしてください。(提出は代理人でも可)

なお、期限後の申請、登録後の申請及び4月1日以降に身体障がい者等の方本人に名義変更された自動車については、翌年度から減免の対象となります。

申請を行い該当することとなった場合に減免となる税は、自動車税種別割と自動車税(軽自動車税)環境性能割で、減免される税額は原則として全額になりますが、減免を受けようとする自動車については、自動車税種別割の滞納がないことが必要です。

減免申請はどこですればよいですか

自動車税事務所と各県税事務所で受け付けておりますが、減免の最終的な決定は自動車税事務所で行います。審査の結果、減免の対象にならないと判断された場合のみ、後日通知しますのでご了承ください。

減免申請には何が必要ですか

(注)転居や結婚などにより、住所や氏名を変更されている方は、申請前に身体障害者手帳等、運転免許証、車検証の変更手続きを済ませてください。

①本人運転・家族運転・介護者運転に共通して必要な書類は次のものです。

- ・減免申請書(これから自動車を取得する場合は2部)
- ・身体障害者手帳等(原本が必要。有効期限を過ぎた手帳は対象外。)
- ・運転する方の運転免許証(両面の写しで可)又は、運転免許情報が確認できる資料
- ・車検証(所有している自動車、自動車を替える場合の既減免車の移転・抹消後のもの)
※電子車検証の場合は、車検証と自動車検査証記録事項
- ・自動車税(環境性能割・種別割)申告書、又は申告書を記入できる資料(これから自動車を取得する場合)

②家族運転・介護者運転については、①の書類のほか、下記の書類が必要です。

家族運転の場合	介護者運転の場合
ア.使用目的の申出書(納税義務者が自署したもの)	ア.使用目的の証明書(通院証明書等)
イ.身体障がい者等の方と運転者の方が同居していることを証する書類	イ.世帯全員の住民票の写し
ウ.保護者であることが確認できる書類(保護者名義とする場合)	ウ.自動車運行計画書
	エ.保護者であることが確認できる書類(保護者名義とする場合)
※イ.の書類は、身体障害者手帳等及び運転免許証で確認できる場合は不要	※ア.の証明書で対象の可否が判断できない場合は、その他の書類が必要
※ウ.の書類は身体障害者手帳等で確認できる場合は不要	※イ.で他の世帯員がいる場合は、世帯全員の身体障害者手帳等の写し
	※エ.の書類は、身体障害者手帳等で確認できる場合は不要

※使用目的の証明書(介護者運転用)は、3か月以内発行のものに限ります。

※使用目的の申出書(家族運転用)及び使用目的の証明書の様式は各県税事務所、自動車税事務所配布します。また、「県税のページ」(https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16321017867_00002.htm)からダウンロードすることもできます。

減免を受けている自動車を替える場合にはどうすればいいですか

この減免制度は身体障がい者等の方1人につき1台の自動車と限られていますので、自動車を替える場合には、既減免車（既に減免を受けている自動車、又は受けたことのある自動車）の処分、及び新しい自動車の減免の申請が必要です。

具体的には、既減免車を抹消登録又は名義変更の処理（移転登録）を行った後（名義変更をしたことにより減免が重複する時は、重複分を申請時に納付してください）、運輸支局で新しい自動車の登録をするまでに、減免申請を行ってください。

なお、新車の場合は減免を受けた日の翌日から2年間、中古車（既に所有している自動車を含む）の場合は減免を受けた日の翌日から1年間に限り、既減免車を譲渡して別の車での減免申請はできませんのでご注意ください。

ただし、既減免車が事故等により使用できなくなった場合は、抹消登録を行えば、上記の期間に関係なく減免申請をすることができます。

また、既減免車を名義変更する際には、身体障がい者等の方本人と運転者以外の方に変更してください。

減免を受けると車検の際の納税証明書はどうなりますか

平成27年6月から自動車税種別割の納税確認が電子化されたため、車検時の提示は不要となりました。

減免対象となる等級

●身体障害者手帳の交付を受けている方

障がい名		本人運転	家族運転・介護者運転
視覚障害		1級～4級	1級～4級
聴覚障害		2級・3級	2級・3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害、言語機能又はそしゃく機能障害		3級（喉頭摘出者に限る）	3級（喉頭摘出者に限る）
上肢機能障害		1級・2級	1級・2級
下肢機能障害		1級～6級	1級～3級
運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
	移動機能	1級～6級	1級～3級
体幹機能障害		1級～5級	1級～3級
心臓機能障害		1級・3級	1級・3級
腎臓機能障害		1級・3級	1級・3級
呼吸器機能障害		1級・3級	1級・3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級・3級	1級・3級
小腸機能障害		1級・3級	1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級	1級～3級

●療育手帳（三重県発行のものに限る）の交付を受けている方

障がい名	本人運転	家族運転・介護者運転
知的障害（療育手帳）	A 1（最重度）、A 2（重度）	

●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

障がい名	本人運転	家族運転・介護者運転
精神障害	1 級	

※戦傷病者手帳の対象等級は自動車税事務所へお問い合わせください。